

企画競争実施の広告

平成24年7月13日

契約責任者
本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 三原 修二

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

平成24年度 本四道路の交通動向に関する調査・検討業務

(2) 業務内容

①交通動向の評価・分析

現状における本四道路の交通特性について車種別・平休別に傾向を整理し、その変動要因について検証する。

②短期予測手法の検討

今後の交通動向について、各種経済指標を用いた予測手法を検討し、実績と比較し検証したうえで、短期的な予測を行うものとする。

③料金施策の評価検証

これまでに導入された料金施策が料金収入に与える影響について評価検証を行う。

④料金水準の変化による交通量の検討

料金水準が変化した場合の交通量について推計手法を検討し、推計を実施する。

⑤ETC確定明細データベース更新

毎月蓄積されるETC確定明細について、割引種別・車種などのカテゴリー毎に逐次集計し、これまで蓄積されているデータベースの更新を行う。

(3) 履行期限

平成25年2月28日まで

2. 企画競争参加資格要件

(1) 次の各号の一に該当する者でないこと

- ①契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被補佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者

②過去2年以内において次のイ～チまでの一に該当したと認められる者

- イ 契約の履行にあたり、故意に工事、製造又は調査等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ニ 監督又は検査の実施にあたり、社員の職務の執行を妨げた者
- ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ヘ 本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）に提出した書類に虚偽の記載をした者
- ト その他本四会社に著しい損害を与えた者
- チ イからトまでのいずれかに該当する事実があった後2年後を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他これらに準ずるものとして使用した者

③経営状態が著しく不健全であると認められる者

- (2) 本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）における平成23・24事業年度調査等入札参加資格の審査において、業務種別「その他の調査・設計（交通量調査及び経済調査）」で資格を有すると認められた者であること。
- (3) 本四会社の指名停止措置を受けている期間でないこと
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 業務実施上の条件

① 企業に必要とされる同種又は類似業務の実績

当該業務に参加希望する企業は、下記に示される同種業務又は類似業務に平成19年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有さなければならない。なお、同種または類似業務の実績は、成績が65点未満のものは実績として認めない。ただし、成績がない場合は65点として扱う。

【同種業務】

高規格幹線道路（有料に限る）における交通動向の評価分析業務

【類似業務】

有料道路における交通動向の評価分析業務

② 配置予定技術者に対する要件は以下のとおりとする。

1) 管理技術者及び担当技術者に必要とされる資格

管理技術者及び担当技術者は、以下のいずれかの技術資格を有する者とする。

i) 技術士〔建設部門（道路）〕

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。

ii) 技術士[総合技術監理部門(道路)]

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。

iii) RCCM(道路部門)

2) 管理技術者及び担当技術者に必要とされる実績

管理技術者及び担当技術者は、以下の業務実績を有する者とする。

平成19年度以降、同種または類似の業務に携わった経験がある。なお、同種または類似業務の実績は、成績が65点未満のものは実績として認めない。ただし、成績がない場合は65点として取り扱う。類似業務の業務成績については、同種業務よりも1段階低位に評価するものとするが、類似業務の成績が70点未満65点以上の場合、評価はC評価とせず、業務成績の評価点を0点として取り扱う。

【同種業務】

高規格幹線道路(有料に限る)における交通動向の評価分析業務

【類似業務】

有料道路における交通動向の評価分析業務

また、管理技術者及び担当技術者に必要な同種又は類似業務の実績は、その実績が照査技術者であったものについては実績として認めない。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

本州四国連絡高速道路(株) 経理部会計契約課

電話 078-291-1035 ファクシミリ 078-291-0026

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間:平成24年7月13日(金)から平成24年7月23日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後16時00分までとする。

場所及び方法:(1)に同じ場所でCD-Rにより無料で交付する。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

平成24年7月23日(月)16時00分 (1)に同じ。

正1部、副1部を持参に限る。(提案書の受付期間は平成24年7月17日(火)から平成24年7月23日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から午後16時00分とする)

(4) 技術提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング実施

平成24年7月25日(水)13時00分から本社13階第1会議室

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書は、別添様式により作成すること。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (7) 企画提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約手続きの完了までは、当社との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。

別添様式

企画提案書

平成24年7月13日付けで企画競争の実施の広告のありました平成24年度本四道路の交通動向に関する調査・検討業務に関する企画提案書を提出します。

なお、上記広告において示された参加資格に係る要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

・契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被補佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者ではありません。

・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではありません。

平成 年 月 日

本州四国連絡高速道路株式会社

代表取締役社長 三原 修二 殿

提出者) 住所

電話番号

会社名

代表者名

印

作成者) 担当部署

氏名

FAX

E-mail